

医業経営情報

NO. 27

今回のテーマ：医療・介護事業者における個人情報保護法

平成17年4月より個人情報保護法が全面施行されます。既に法律自体は平成15年5月に成立しており、その一部は施行されていますが、既に施行されている内容は国や地方公共団体の施策に関する事なので、あまり民間事業者には関係がありませんでした。

しかし平成17年4月からは民間事業者が遵守すべき法的義務を定めた規定が施行されます。当然医療・介護事業者もこの民間事業者に含まれます。

厚生労働省も平成17年に向けて「医療機関等における個人情報保護のあり方に関する検討会」を開き、既に数回議論を重ねてきましたが、先月（10月27日）にガイドライン案が可決され、今後パブリックコメント（ガイドライン案を一般に公開して多くの人から意見を募集する手続きの事です）を経て、正式なガイドラインとして通知する予定になっています。

そこで今回は、まず個人情報保護法について簡単に説明し、その後でガイドライン案に基づいた医療・介護事業者における対応方法について説明したいと思います。

I 個人情報保護法の内容

簡単に一言で言うと、個人に関する情報をしっかりと管理し、勝手に第三者に個人情報を売買したりするなという事です。

個人情報は公知情報であるか否か、他人に知られたくない情報であるか否か、コンピューター処理された情報であるか否かを問いません。ですから氏名、生年月日はもちろん、病歴や看護記録、レントゲン等の診断画像も個人情報に含まれます。また個人情報とは患者や利用者だけを対象としておらず、職員に関する情報も含まれます。

【用語説明（個人情報データベース等）】

これら個人情報（以下、個人データといいます）を氏名等で簡単に検索できるように体系的に整理されたものを個人情報データベース等といいます。例えばアドレス帳、顧客名簿、カルテ等がこれに該当します。先ほども書きましたがコンピューター処理されているか否かは問いませんので紙によるアナログ情報も個人情報データベース等に含まれますので、電子カルテを導入していない病院・介護事業者でも五十音順でファイル管理したりしていれば立派な個人情報データベース等になります。

【用語説明（保有個人データ）】

上記の個人情報データベース等に含まれる個人データのうち、事業者において開示、訂正、利用停止等を行う権限を有するものを保有個人データといいます。この保有個人データの取り扱いが一番厳しく、事業者はその利用目的等を公表する義務があったり、本人から請求があった時は開示する義務等があります。

そしてカルテ、手術記録、看護記録、ケアプラン、介護サービス提供記録等は保有個人データに該当します。

【個人情報保護法が適用される事業者の範囲】

個人情報保護法ではこれら個人データの取り扱い量が5,000人以上の事業者について適用されます。しかし5,000人以上のカウントには過去のカルテ等も含まれますので、以前から開業している医療事業者のほとんどが該当すると思われます。(カルテの保存期間は関係なく、現に保有しているものは全て含まれます)

また、厚生労働省のガイドライン案では5,000人以上の個人データを保有しているか否かにかかわらず全ての医療・介護事業者において対応を求めています。

【個人情報取扱事業者の義務】

5,000人以上の個人データを取り扱い、個人情報保護法の適用を受ける事業者を個人情報取扱事業者と言います。個人情報取扱事業者には下記のような義務が課せられています。

- ①取り扱う個人情報の利用目的を出来る限り特定して、本人に対して通知・公開・明示しなければならない。
- ②あらかじめ本人の同意を得ずに、上記の利用目的の範囲を超えて個人情報を取り扱ってはならない。
- ③職員や業務委託先に対する必要な監督を行わなければならない。
- ④あらかじめ本人の同意を得ずに、個人データを第三者に提供してはならない。
- ⑤保有個人データについては、本人からの求めに応じて、開示しなければならない。
- ⑥個人情報取扱事業者は、苦情相談窓口の設置等の体制整備に努めなければならない。

【個人情報取扱事業者の主務大臣とその権限】

個人情報取扱事業者は数百万を超える事が予想される為と、そもそも個人情報の取り扱いに関しては各事業を所管する省庁がその実態を熟知しているとの考え方により、各業界を代表する大臣がそれぞれ分担して監督する事になっています。(個人情報保護法では主務大臣と言っています。)

ですから医療・介護事業者の主務大臣は厚生労働大臣となります。主務大臣は、個人情報取扱事業者に対して、報告の徴収・必要な助言をする事ができ、義務規定に違

反した場合には、その違反行為の中止や是正措置を勧告する事が出来ます。

さらに重大な違反の場合には勧告ではなく命令を出すこともでき、この命令に従わなかった者には6月以下の懲役又は30万円以下の罰金が科されます。

II 医療・介護事業者における対応方法

上記の個人情報保護法を医療・介護事業者が実際にどのように取り扱うべきかと言いますと、主務大臣である厚生労働大臣（省）のガイドラインに沿った対応となります。

先月（10月27日）に可決されたガイドライン案にも個々の医療・介護事業者がどのように対応すべきかが書かれております。

以下ガイドライン案に沿った、上記「個人情報取扱事業者の義務」であげた6つの義務を中心に医療・介護事業者の対応方法を紹介します。

【①取り扱う個人情報の利用目的を出来る限り特定して、本人に対して通知・公開・明示しなければならない。】 に対する対応方法

医療・介護事業者の通常の業務で想定される利用目的は、医療・介護サービス、医療・介護保険事務、他病院等との連携に伴う情報提供等であると思われますので、これらの事を院内掲示、ホームページへの掲載等の方法により公表する必要があります。

また、受付で患者に保険証を提示してもらう場合や問診票の記入を求める場合など、直接書面に記載された個人情報を取得する場合には、患者に見やすい場所等に院内提示する等して明示しなければなりません。

ただし、救急の患者で緊急の処置が必要な場合には必要ありません。

【②あらかじめ本人の同意を得ずに、上記の利用目的の範囲を超えて個人情報を取り扱ってはならない。】 に対する対応方法

どのような事が利用目的の範囲を超えた取り扱いになるかと言うと、例えば商品の届け先として取得した顧客の住所・氏名を利用して、新商品のダイレクトメールを送る場合等が考えられます。

しかし、医療・介護事業者においては通常必要と考えられる個人情報の利用範囲を掲示等の方法で明らかにしており、患者側から特段明確な反対等の意思表示がない場合には、これらの範囲内での個人情報の利用について同意が得られていると考えて差し支えないと思われます。

【③職員や業務委託先に対する必要な監督を行わなければならない。】 に対する対応方法

職員や業務委託先に対する必要な監督に違反した事業者は、個人情報保護法による

制裁ばかりでなく、民事上の損害賠償責任を負うこととなります。

職員は医療資格者のみならず、その施設で働く全ての職員が対象となり、当然理事や派遣労働者も含まれます。従って医療・介護事業者としては保有個人データの開示手順を定めた規定等の整備、雇用契約や就業規則において就業期間中はもとより離職後も含めた守秘義務や個人情報保護法に関する規定の整備、職員に対する研修、個人情報を適切に取り扱っている事業者を選んでの業務委託（例えばプライバシーマークを取得している事業者等）、再委託をなるべく行わない事業者を選んでの業務委託等の対応が必要になると思います。

【④あらかじめ本人の同意を得ずに、個人データを第三者に提供してはならない。】 に対する対応方法

医療・介護事業者が個人データを第三者に提供するケースというのは、患者が民間の生命保険に加入する場合における生命保険会社からの照会、交通事故による治療を行っている患者の損害保険会社からの照会、患者の職場の上司から病状に関する問い合わせ等に対する回答が考えられると思います。これらの場合には必ず本人の同意を得てから回答を出すようにして下さい。

ただし医療法による立ち入り検査、児童虐待の防止等に関する法律に基づく児童虐待に関する通知等や、人の生命、身体、財産の保護のために必要がある場合であって本人の同意を得ることが困難であるとき等は、第三者提供の例外として本人の同意を得る必要はありません。

なお業務委託先に対する個人データの提供は第三者提供には該当しません。その変わりに上記で説明したような監督義務が課せられています。

【⑤保有個人データについては、本人からの求めに応じて、開示しなければならない。】 に対する対応方法

ここは病医院にとってかなり関心がある所だと思います。「医療機関等における個人情報保護のあり方に関する検討会」においてもかなり議論されていました。

ガイドライン案には「保有個人データにある診療情報の開示に当たっては、『診療情報の提供等に関する指針』の内容にも配慮する必要がある」と書かれています。個人情報保護法という法律では開示が義務付けられており、その対応に苦慮しているのがよくわかります。検討会の座長の発言にも「包括法である個人情報保護法を医療に当てはめるのは正直厳しい」という趣旨の発言がありました。

ただし個人情報保護法においても開示の例外として本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合と、個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合をあげています。

これは「診療情報の提供等に関する指針」にある診療情報の提供を拒み得る場合と類似しています。

しかし例外はあっても平成17年4月以降は法律により患者にはカルテの開示要求という権利が与えられることとなりますので、カルテ開示の手続きを定めた規定の整備等の対応が必要だと思えます。

【⑥個人情報取扱事業者は、苦情相談窓口の設置等の体制整備に努めなければならない。】 に対する対応方法

医療・介護事業者は、その施設における患者や利用者からの苦情対応にあたり専用の窓口の設置や主治医等の担当スタッフ以外の職員による相談体制を確保する等の対応が必要になってくるかもしれません。

その際には苦情対応体制等について院内掲示やホームページへの掲載等を行う事で患者や利用者に対して周知を図るとともに、地方公共団体、地域の医師会等が開設する医療や介護に関する相談窓口等についても周知する事が望ましいと思えます。

特にクリニックの場合、専門の窓口を設ける人的余裕はなかなか無いと思えますので、苦情対応体制として地方公共団体や医師会等の相談窓口等を利用する事になると思えます。

以上、非常に簡単ではありますが、個人情報保護法の内容の説明と、医療・介護事業者における対応方法についてまとめました。

個人情報保護法の内容については医療・介護事業者に特に重要だと思われる項目だけを選んで説明していますので、詳細については各顧問様で調べられるか当事務所にお聞き下さい。

また、「医療機関等における個人情報保護のあり方に関する検討会」のガイドライン案を欲しいという方は当事務所に言っていただければご郵送致します。(ガイドライン案はまだ厚生労働省のホームページには掲載されていないようです。)

なお、平成15年10月より財団法人医療情報システム開発センターにおいて保健医療分野におけるプライバシーマークの認定を行っております。まだ平成16年10月時点では医療機関では2病院しか認定されていませんが、今後プライバシーマークの認定を受けているか否かが、患者や利用者には選ばれるポイントの一つになってくる可能性があります。

当事務所ではプライバシーマークの認定申請に関して医業経営情報のテーマとして取り上げる予定でいますので、まとめられ次第ご報告致します。

平成16年11月8日

西岡秀樹税理士事務所

<http://www013.upp.so-net.ne.jp/nishioka/>

文責 西岡秀樹